

平成 28 年度第 3 回共生社会推進検討会議発言要旨

◆開催日時：平成 29 年 2 月 13 日（月） 10:00～12:00

◆場所：滋賀県庁 北新館 3 階 中会議室

【議題】 障害者差別解消法の実効性を確保し、滋賀に根付く福祉の思想の理解を進める条例について

●条例制定の進め方について

委員

- ・条例策定について、スピード感がまったく感じられない。

委員

- ・様々な想いがあるが、スピード感を持って取り組むことが重要

●条例の内容等について

委員

- ・「生きづらさ」を定義するのは難しい。ましてや、それらを差別とリンクさせることはさらに難しい。議論は、障害者差別解消法の実効性の確保から始まっているので、条例は、3 障害および難病の方が受ける社会的障壁による差別を解消する中身でないといけない。
- ・生活障害を条例に盛り込むとなると議論が深まらない。
- ・また、範囲を拡げすぎると、逆に「障害者が得している」という誤解を県民に与えかねない。
- ・見直し規定は、「3年後」などはっきりと明示していただきたい。

委員

- ・生きづらさを対象とした内容の場合、今の障害者差別解消法に基づく相談体制でしっかりと機能していくのか疑問。
- ・現場で相談を受けている中で、引きこもり等に関する相談は実際にあるが、障害の有無に関係ない人も多いため、障害者差別解消法の対象と整理する必要がある。

委員

- ・「生活障害」「生きづらさ」というのは理解しにくい。この概念を障害者差別解消の条例に盛り込むのはいかなものか。
- ・コミュニケーションと言語そのものは別物である。

委員

- ・「生きづらさ」などまで範囲を拡げると、障害者差別を解消する条例という本来の趣旨がぼやける。

- ・実践を想定し、まずは当初の目的である障害者差別解消法をカバーする内容とし、見直し規定により、足りない部分を追加していくほうが県民に根付きやすい。

委員

- ・難病患者は日々生きづらさを抱えており、「生きづらさ」も障害の中に入ると思う。
また、これまでから難病は対象とされてこなかったため、様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の「谷間の問題」、社会参加や就労における課題に対し、行政、障害福祉関係機関・団体、企業をはじめ県民全体で取り組むことが必要と取り上げられていることについて、ようやく難病のことを知ってもらえたのだと安心している。

委員

- ・教育の視点で考えると、教育は人づくりが大きな目的である。即効性も大事であるが、差別する側にならないよう感性豊かな人づくりをじっくりと実施していくことが必要と考える。
教育についてももう少し内容を掘り下げてほしい。

委員

- ・障害者権利条約を具現化することが元々の始まりであり、条約では障害者差別の禁止が謳われていることから、障害者差別のことを中心に考えなければならない。
- ・身近な窓口である市町行政との関係性がどのように反映されていくのか、そこははっきりさせないといけない。

委員

- ・見直し規定は、具体的に明記するほうが良い。

委員

- ・「生活障害」「生きづらさ」は範囲が広がりすぎている。焦点を絞らないといけない。

●その他

委員

- ・相談体制については、当事者がチェックする機関が必要（当事者目線が必要）。公募制等が望ましい。

委員

- ・相談体制については、事業所が相談できる機関も必要。